

平成29年(2017年)10月4日  
総務委員会資料  
経営室経営担当

(第48号議案)

中野区個人情報の保護に関する条例(平成2年中野区条例第2号)新旧対照表

改正案	現行
第1条～第18条 (略) (特定個人情報の提供に係る審議会への報告) 第18条の2 実施機関は、 <u>番号法第19条第15号</u> に該当することにより、特定個人情報の提供をしたときは、審議会に報告しなければならない。 第19条～第45条 (略) 附 則 (略)  附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第18条 (略) (特定個人情報の提供に係る審議会への報告) 第18条の2 実施機関は、 <u>番号法第19条第14号</u> に該当することにより、特定個人情報の提供をしたときは、審議会に報告しなければならない。 第19条～第45条 (略) 附 則 (略)